

第167回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第167回組合会会議録

平成23年6月21日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第167回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第1号 千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について
- 議案第1号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて
- 議案第2号 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第3号 千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正について
- 議案第4号 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 議案第5号 平成22年度決算の認定について

招集年月日 平成23年6月21日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（3名）

- 1番 太 田 洋
9番 岩 田 利 雄
19番 小 坂 泰 久（14時途中退室）

市町村長以外の議員（10名）

- 2番 天 野 武 彦
4番 須 藤 和 人
6番 植 木 誠
8番 小久保 安 男
10番 積 田 篤
12番 秋 山 秀 子
14番 関 口 明
16番 志 津 安 紀
18番 高 橋 邦 芳
20番 岩 崎 利 浩

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（7名）

- 3番 松 崎 秀 樹
5番 水 越 勇 雄
7番 藤 代 孝 七
11番 豊 田 俊 郎
13番 根 本 崇

15番 相川勝重

17番 熊谷俊人

委任を受けた議員は、次のとおりである。(1名)

1番 太田 洋(委任者7名)

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	加藤 馨
出納 長	中村 和
監査室長兼福祉課長	石井 健一
参事兼経理課長	内山 昇
参事兼年金課長	栗橋 正則
総務課 長	海宝 弘展
保健課 長	穴倉 敦夫
情報管理課長	石井 義幸
年金課長補佐	木川 稔
総務係 長	五木田 雅之
施設 長	森 澄生
施設管理課長	榎田 研二
施設管理係長	布施 幸一

開 会 (時刻13時20分)

事務局長 それでは、お忙しい中、組合会にご出席いただきまして、ありがとうございます。組合会をはじめます前に、このたびの東日本大震災で被災された犠牲者の方に、黙禱をささげたいと存じますので、恐れ入ります、皆さま、ご起立をお願いいたします。黙禱。

[黙禱]

事務局長 黙禱を終わります。ありがとうございます。ご着席ください。
それでは、第167回組合会の開会に当たりまして、本日の定足数を発表させていただきます。
本日、ご出席をいただきました市町村長議員3名、委任状を提出されました市町村長議員は7名、合計10名です。また、職員議員につきましては10名全員の出席をいただいております。
したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程に従いまし

て、第167回組合会を開催させていただきます。開会に当たりまして議長からごあいさつをお願い致します。

議長 それでは組合会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。
本日ここに第167回組合会議を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜っております。重ねて御礼申し上げる次第です。

先ほど、黙禱をささげていただきましたが、さる3月11日に発生をいたしました東日本大震災における未曾有の大災害では、多くの尊い人命が奪われ、そして甚大なる被害が発生をしております。謹んでお亡くなりになられた皆さま方のご冥福をお祈りをいたしますとともに、被災された多くの皆さま方に心からお見舞い申し上げます。この災害に関連いたしまして、当組合の各事業の業務運営につきましては、状況の把握に努め、総務省の指導等により、適切に対応しているところです。

次に共済制度を取り巻く情勢ですが、社会保障の税の一体改革案の中で年金、医療、介護、子育てなど高齢者への給付が中心となっております。現行制度から全世帯対応型への政策転換を目指すこととする政府の社会保障改革に関する集中検討会議で取りまとめられましたけれども、保険者側としては、全国市町村職員共済組合連合会と連携をし、組合員の皆さまへも敏速に情報を提供しつつ、今後さらに注視してまいりたいと存じます。共済組合を取り巻く情勢は厳しいものがありますが、組合員とその家族の共済制度の維持発展に努めてまいるのであります。引き続きご支援を賜りますようお願いを申し上げます。さて、本日ご審議いただきます主な案件ですが、「平成22年度決算について」です。組合員数の減少ならびに給与総額の減少等により短期経理をはじめとして、各事業とも厳しい状況ではあります。概ね順調に推移したものです。このことは組合員の皆さまはもとより、議員各位の皆さまのご理解とご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。以上です。

本日の附議案件につきましては、随時事務局から説明をいたしますが、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。大変、ご苦労さまです。

議長 それでは、本日の会議に入りますが、会議に入る前に議員の皆さまにご報告を申し上げます。さる5月25日に市町村長議員の補欠選挙が行われました。第3選挙区においては、前習志野市長の荒木勇議員の退職に伴い、船橋市長の藤代孝七議員が、そして第7選挙区においては、前勝浦市長の藤平輝夫議員の退職に伴い、いすみ市長の太田洋議員がご当選されておりますことをご報告させていただきます。

本日、太田議員が出席されておりますので、ごあいさつを頂戴したいと存じます。よろしく願いを申し上げます。

太田議員 はい。ただいまご紹介いただきました第7区から選出されました、いすみ市の太田です。何も分かりませんが、皆さま方のご指導、今後ともよろしく願い申し上げます。以上です。

〔拍手あり〕

議 長 ありがとうございます。また、先ほど市町村長理事の補欠選挙を執行いたしましたところ、木更津市長の水越勇雄議員が理事に当選されたことをご報告申し上げます。なお、前習志野市長の荒木勇理事の退職に伴い、欠員となっております理事長職務代理者につきましては、地方公務員等共済組合法第12条第1項の規定によりまして、長側理事のうちから理事長が指名することとされておりましたので、野田市長の根本崇理事を職務代理者に指名をいたします。

議 長 それでは、会議に入ります。議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日1日とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認め、本日の会議を1日と決定をいたします。

議 長 次に会議録署名議員の選挙について諮ります。会議録署名人の選挙は、議長において、指名することで異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議ないものと認め会議録署名議員に、長側1番、太田洋議員、職員側4番、須藤和人議員の両名を指名致します。

議 長 議案の提案の前に報告事項があります。報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、事務局から報告を求めます。石井監査室長。

監査室長 はい。

議 長 はい。監査室長。

監査室長 それでは、お手元の報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」を説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思います。千葉縣市町村課から、1月の17日および18日、2月の4日に監査の執行をいただいたところです。そして2月の16日付で監査の結果についてという通知をいただきまして、1から8に渡るトータルで8項目の指摘をいただいたところです。それに対しまして、当組合のほうで、内部で鋭意、それに対する対応を重ねてまいりまして、3月16日付、ページでいきますと4ページになりますが、千葉県知事あてに理事長名で監査に対しての報告をさせていただいております。

各項目についてありますが、本年度の主だったところを若干説明をさせていただきます。まず、4番の「短期経理および保健経理

について」です。医療費の抑制については、医療費分析等を活用し、短期給付財政安定化計画を策定し、疾病予防事業等を行うとともに、医療費増嵩対策を一層強化することに努めてまいります。具体的には生活習慣病の疾病予防として、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査および特定保健指導を着実に実施することとし、なお目標達成のため、受診PR等を積極的に行い普及を図るものです。また、健康管理講座、介護講座、メンタルヘルスセミナー、およびメンタルヘルス相談等を引き続き行うとともに、特に健康管理講座では、新規講座を設けて、生活習慣病等の予防等自己管理を促進してまいります。けだし、病気になる手前での啓発を中心とした活動を引き続き進めてまいりたいとこのようなかたちで回答しました。

それから5番目と致しまして、いわゆる繰入金を中心とします施設の運営に関してでございます。「保健経理第2、第3および宿泊経理について」ということで、こちらについて、まず黒潮荘については、繰入金については保健経理からの繰り入れ計画に基づいて、平成24年度から少しずつ減額をしながら、施設の運営に当たっていくというものです。また、オークラ千葉ホテルについても引き続き販売強化を図りながら、経営改善に努めてまいりたいということです。

それから「保健経理第2」についてですが、平成22年度に改修工事を実施するとともに、業務委託先の見直し等を行ったところです。引き続き利用率の向上を図りながら、運営に努めていくとともに、平成23年度においては、平成22年度の繰入金が1億円あったわけですが、それを半分の5,000万円に引き下げて、努力をしていくものです。また、「保健経理第3」、これは当ホテルの10階にあります温浴施設ですが、こちらについても引き続き利用の向上を図るとともに、同じように平成23年度では3,660万円ほどありました繰入金を、660万円減額をいたしまして、3,000万円にいたしました。いずれにいたしましても、適正な繰入金のあり方も含めまして、引き続き施設の運営努力をしてまいりたいと考えております。主だった部分については以上です。

議 長 　　ただいま、「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」、報告がございました。ご質疑等がありましたら、お願いいたします。

天野議員 　　はい。

議 長 　　はい。2番天野議員。

天野議員 　　はい。2番天野です。第25条の規定に基づき、発言通告書のとおり質問したいと思います。

まず1点目です。1番の組合会における長側議員の出席率の向上についての点について質問いたします。過去3カ年、20年、21年、22年度の長側議員の出席率は何%であったのか。長側議員の出席にかかわる日程を事前に把握した上で日程調整と改善措置を取るとの回答がなされておりますが、23年度の出席率を県の監査の指摘でいうように半数以上に向上させるには、どの程度あるのか。長側議員の出席率があまり

よくないのはどのような要因があると考えておられるのかについて、まずお伺いします。

この質問の趣旨ですが、まず、我々従業員、職員というものが市民サービスに従事する、最も大切な役割を担っております。そうなりますと市民サービスの従事する職員に対する福利厚生を重視する我々組合会にとっては、やはり長側議員の出席は大変求められるものだと考えております。

2点目、貯金経理についてです。平成22年度における仕組債における貸借対照計上額および投資有価証券総額に対する比率、ならびに仕組債を一部運用されているということですが、これを資産に組み入れた時のメリットはどのようなものだったのか。教示願いたいと思います。

そもそも金融商品、デリバティブを組み込んだ仕組債というのは、確かにハイリスク・ハイリターンというリターンが見込まれるものなのですが、現状指摘にある通り、今、本当にリスクだけが注目されるところで、なかなか我々にとってはよいものはないようになっていきます。果たしてどのようなメリットがあって、今回入れたのか、その辺について実情を聞きたいと思います。

3点目、会計一般についてです。過去3カ年、20年度・21年度・22年度における千葉市町村職員共済組合を契約当事者とする契約に占める随意契約の比率について、ご教示願いたいと思います。契約事務の執行に関し、事業担当課以外の部署でチェックする体制の整備をするようにとの具体的な指摘がありました。事業担当課以外の部署としてどのような部署を想定し、今後どのような適正な対応を図ろうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

この質問の趣旨は、当然ながら今随意契約は原則になっております。指名競争入札をすることによって、いわゆる経費の削減が図られるとの一般論が確かにあるものですから、仮に必要な以上の随意契約があれば、指名競争入札等ができる場所はお2人で行くことにより、少しでも支出を減らす努力が必要ではないかと考えまして、この質問の趣旨とさせていただきます。以上です。

総務課長 はい。

議長 総務課長。

総務課長 総務課長の海宝でございます。まず、ご質問の1番の回答についてです。組合会における長側議員さんの出席率は、平成20年度では、4回組合会がありまして、平均で出席率は35%です。次に平成21年度では、2回組合会がありまして、平均で出席率は同じく35%です。平成22年度では、4回組合会がありまして、平均でこちらは出席率が25%です。

それから、後段の關係の回答ですが、組合会の日程は事前に開催日をご連絡させていただきまして、出席をお願いしているところです。議会の日程が入ったり、公務が入ってしましまして、結果としまして、今回の組合会では、市町村長側議員さんの出席につきましては、議長含めまして、3人の出席となっているものです。

組合会を開催する時期が6月と3月ということから、どうしても議会の開催時期と重なってしましまして、厳しい状況になってはおりますが、引き続き市町村長側議員さんに、事前にご連絡を致しまして、出席をお願いしてまいりたいと思います。

次に2番目の貯金経理の関係です。こちらにつきましては、まず、平成22年度における仕組債の貸借対照表計上額の投資有価証券総額に対する比率ですが、こちらはパーセントで申し上げますと15.53%です。金額で申し上げますと、資産額の中で3,478億円ありますので、そのうち540億円となっております。

次にメリットの関係ですが、こちらの仕組債は、平成11年の11月から、平成16年6月にかけて購入したもので、当時平成12年から平成15年までの10年国債は1%前後でして、平成15年5月には0.5%台で推移していた状況でした。そのような状況の中で、貯金の支払利率に見合う資金運用をすることが困難なことから、将来の金利上昇に備える意味で、年々金利がステップアップ、段階的に上がっていくという仕組債を購入したものです。

続きまして、3番目の「会計一般」についてです。こちらにつきましては、随意契約となっておりますが、市町村課監査の随意契約の報告では、委託等で1件の契約金額が100万円以上のものと工事等で1件の契約金額が250万円以上になっているもののうちから、監査の対象となっているものがありまして、そちらを随意契約として、市町村監査では報告しておりますので、その件数で回答させていただきます。

平成20年度では、42件、平成21年度では、31件となっております。そのほかに契約しているものでは、平成20年度では、企画競争入札という形式で1件契約しています。それから、平成21年度では入札で、1件契約しています。申し訳ございませんが、平成22年度につきましては、集約していません。それから後段のほうになりますが、こちらの監査で指摘の契約事務の執行に関しましては、こちらの物品購入や印刷等で各事業担当課から契約担当課である総務課に依頼を受けている場合で、随意契約による見積り競争で低廉な価格を提示した業者を選定しているものです。なお、適正な対応としましては、予定される契約行為を効率的に集約し、競争契約として改善に努めるものです。以上です。

議長 よろしいですか。

天野議員 はい、大丈夫です。

議長 ほかにございませんか。それではないようですので、報告第1号、「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置の報告」を終結いたします。

議長 これより議案の上程を行います。お諮りいたします。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、事務局から説明を求めます。海宝総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい、総務課長。

総務課長 それでは議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧いただきたいと思います。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、このことについて、組合会を招集する暇がなく、臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成23年4月21日に別紙のとおり専決処分をしたので、同法第3条の規定により、承認を求めるものです。1枚めくっていただきまして、こちらに専決処分があります。さらにもう1枚めくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。こちらに定款の一部を変更する内容を掲げた要綱書があります。こちらをもちまして説明をさせていただきます。

第1、「変更の目的」です。所属所の設置および解散に伴いまして、所要の変更を行うことを目的とするものです。

第2に、「変更する事項」です。1、平成23年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散しておりますことと、平成23年4月1日をもって、公立長生病院が設置されましたことに伴いまして、第9条第3項関係におきまして、市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区の表の一部を変更するものです。2、1の変更に伴いまして、第32条第1号に規定しています組合員の範囲を定めた別表の一部を変更するものです。

第3、「施行期日」です。この変更は公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、平成23年4月1日から適用するものです。以上です。

議 長 はい、ただいま議案第1号について、説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はありませんか。

天野議員 はい。

議 長 はい。2番天野議員。

天野議員 2番の天野です。2件質問があります。1番目、館山市及び南房総市学校給食組合の解散の整理、および当該組合員の解散後の引受先等を分かる範囲でご教示願いたいと思います。2点目です。船橋市病院局、公立長生病院の概要、いわゆる組合員数等につきまして、分かる範囲で同じく教示願いたいと思います。以上です。

総務課長 はい。

議 長 はい、総務課長

総務課長 それでは答えさせていただきます。まず、1点目の館山市および南房総市学校給食組合の解散の経緯につきましては、共済組合に解散の際に提出されました議決書の写しに添付された中に一部事務組合の解散を必

要とするに至った理由がありましたので、そちらを基に説明させていただきます。

平成18年3月の南房総市の設立に先立ちまして、平成16年9月15日に関係市町村間で、当面の組合存続が合意されていましたが、食育基本法、こちらの法律が平成17年に制定されまして、南房総市設立に伴い、組合方式では構成団体双方とも教育行政を一体的に推進する上で、障害となることとなり、加えて、千葉県が平成17年に行った「安房夷隅地域の一部事務組合の再編に関する提案」の中でも、「食育教育の一体的推進のためには、一部事務組合方式を見直すべき」との指摘を受けていました。これらのことから、5年後を目途とした解散を視野に、平成17年度の組合規約の変更協議を経て、平成18年3月、南房総市設立とともに組合規約が改正され、その後南房総市及び館山市においては施設の整備計画がそれぞれの基本計画に位置づけられました。平成19年度に南房総市の新施設建設計画が具体化されたことを受けて、平成20年3月、解散の予定時期を平成22年度末とする旨の組合解散に関する覚書が両市長間で締結されました。その後南房総市の施設が平成22年度に完成しまして、平成23年4月から業務開始することから、学校給食組合を共同処理する目的が失われ、解散するに至ったものです。

こちらの職員の関係では、館山市に3名、それから南房総市に1名転出されております。それから、あと、船橋市病院局のほうの事例では、船橋市から内部転入者として、486人、新規取得者として32名、それから他市から4名いらっしゃいます。

次に公立長生病院の関係につきましては、長生郡市広域市町村圏組合から内部転入者として、211人いらっしゃいます。以上です。

議 長 よろしいですか。

天野議員 ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第1号は原案の通り可決されました。

議 長 次に議案第2号、議案第3号および議案第4号を一括議題といたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 ご異議ないものと認め、議案第2号、議案第3号および議案第4号を一括議題といたします。事務局から説明を求めます。海宝総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい、総務課長

総務課長 それでは議案第2号を上程させていただきます。議案第2号をご覧いただきたいと思います。「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」、千葉縣市町村職員共済組合定款の一部を別紙のとおり変更するものです。1枚めくっていただきまして、1ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらに定款の一部を変更する要綱書が掲げてあります。こちらを持ちましてご説明させていただきます。

第1、変更の目的です。定款準則の一部改正等に伴いまして、現行の選挙期間では、役員の任期満了の選挙の開催が難しいことなどから、組合会の議員および役員の任期満了による選挙につきまして、それぞれ選挙期間を広げまして、役員の任期満了の選挙を開催しやすいようにするものです。また、併せまして、条文等の整備を図り、必要な変更を行うことを目的とするものです。

第2、変更する事項です。1、第17条関係におきまして、議員の任期満了による選挙期間について、任期満了の日前、「20日以内」から「30日以内」に変更するものです。2、第28条第1項関係におきまして、理事の任期満了による選挙について、組合会の議員の選挙以後から実施できることと変更するものです。3、第28条第2項関係におきまして、理事の任期満了による選挙につきまして、理事の任期満了の日以前に行う場合は、新しい議員さんにより行うことができることとしまして、この場合その理事の選挙の効力は新しい議員さんの任期の初日に生じることと変更するものです。4、第27条、第28条第3項および第5項から第8項関係におきまして、第28条第1項および第2項の変更に伴いまして、関係する条文の整備を行うものです。この変更の関係で具体的に説明させていただきますと、まず、議員の選挙の関係では、現行では任期満了の20日以内ですから、11月10日から選挙を行うことができますが、30日以内になりますと、10月31日から行うことができることとなるものです。また、理事および理事長の選挙の関係では、現行では任期満了の日の翌日から、12月10日までに行うこととされていますが、変更後ではこの期間に加えまして、組合会議員の選挙の日以後から、新しい議員さんで理事および理事長の選挙ができるようになるものです。ただし、この場合におきまして、理事および理事長の任期は12月1日からとなるものです。

それでは要綱書に戻りまして、「5」で、第33条第4項および第47条見出し関係におきまして、見出しおよび条文について、文言の表記等を整備するものです。

第3、施行期日です。この変更は公告の日から施行するものです。以上です。

続きまして、議案第3号を上程させていただきます。議案第3号をご覧いただきたいと思います。「千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正について」、千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部を別紙のとおり改正するものです。1枚めくっていただいて、1ページをご覧いた

だきたいと思います。こちらに就業規則の一部を改正する要綱書を掲げています。こちらをもちまして説明させていただきます。

第1、改正の目的です。災害時等の特別休暇について、人事院規則の一部改正がありまして、このことに伴いまして、特別休暇の事由について、所要の改正を行うものです。

第2、改正する事項です。1、第35条第21号関係におきまして、職員が退勤途上において、身体の危険を回避するため勤務しないことが相当であるという特別休暇の要件に、交通機関の事故等を加えるものです。2、第35条第25号関係におきまして、災害で職員の現住居が滅失、または損壊した場合において、その復旧作業を行うためや一時的に避難している時とそれから、災害によって生活に必要な水、食料等を職員以外では確保を行うことができない時は特別休暇を与えるものです。

第3、施行期日です。この規則は公告の日から施行するものです。以上です。なお、議案第4号につきまして、福祉課長の石井からご説明させていただきます。

福祉課長 それでは、引き続きまして、議案第4号、「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」説明させていただきます。

千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部を別紙のとおり、改正をするものです。こちらの改正は今回、東日本大震災に伴い組合員が居住している建物が被災した場合の貸し付けの取扱いを定めるものです。改正の目的については、東日本大震災で、住宅が滅失した場合の貸付事業に関する取扱いの変更を定めることを目的としたものです。

改正する事項1です。現在、住宅貸付等については、災害等があった場合に元金の返済等に関する猶予の規定というのが規則上ありませんので、こちらについて、条文の整備を図って規定を加えるものです。「2」以下が今回の東日本大震災に関する事項です。まず、今回、東日本大震災で被災をされて、災害貸付を借りられる方についての特例なのですが、まず第一に激甚災害といって現在3年間償還の猶予の後、元金償還も入れるというのがあるわけですが、今回はこれを5年に延長して、なおかつ災害貸付に適用される利率から1%引いた利率でもって、基本的に適用して、5年間元金の償還を猶予するという事です。それで、(2)ですが、5年間猶予が終わった後には、今度元利合計を償還していただくわけですが、その時についても、通常災害貸付より1%減じた利率を適用して、元金償還をしていただくという事です。

3点目として、通常災害貸付の場合ですと、今まで借りてたものをいったん償還をしていただいて、貸し付けを借り直すかたちになるわけですが、今回はそういう作業をせずにまったく別に貸し付けをするという事です。

第2の(3)のところと「4」が、これが従来なかったことですが、今回の特例といたしまして、災害貸付を新規に借りはしませんけれど、被災して現に借りた住宅貸付を借りてた建物が被災した場合の特例といたしまして、新規災害貸付と同様に5年間を限度として、元金の償還を猶予するという事。それから5年たった後にまた元金償還をしていただくわけですが、こちらの災害貸付と同様に通常住宅貸付の利率から1%を減じた利率をベースに償還をしていただくという事です。

同様の措置については、住宅貸付ではなくて災害貸付を現に借りている方が今回被災した場合の取り扱いについても、同様に5年間元金の償還を猶予いたしまして、償還を開始する後の利率についても1%を減じた利率で特例的に安く償還をしていただくということです。

この規則の施行については、本年の6月1日から適用するものです。3月に遡及しないのは、こちらの貸し付けの該当者が6月から発生している関係がありますので、これで十分対応できるということで、当月の初日に遡及で適応させていただきたいと考えています。なお、参考資料をご覧くださいなのですが、この特例となる貸し付けの適用については、災害救助法の適用市町村になっていますので、千葉県内を見ますと千葉市の美浜区、それから旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、それから九十九里町に居住している組合員の方が適用ということになります。したがって、それ以外の地域の方については、取りあえず利率の特例というのはないわけですが、災害貸付そのものは、従来どおりの災害貸付については普通に受けられるとこういうかたちで一応便宜が図られるようになっています。以上です。

議長 　ただいま議案第2号、議案第3号および議案第4号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 　はい。

議長 　はい。2番天野議員。

天野議員 　第25条に基づきまして、発言通告書のとおり質問させていただきます。

まず、議案第3号についてです。千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正に伴いまして、実際、当該改正の対象になるであろう職員が今回の東日本大震災に照らし合わせるとした場合、どのくらいの人数になると見込んでおられますでしょうか。

2点目、議案第4号です。千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正の対象となる、見込まれる組合員数、および影響額、ならびに補正予算等の財政措置等の要否、仮に必要な場合はそれ見込んだ額について教えていただきたいと思います。

次は質問というより要望になります。東日本大震災にかかわる災害救助法の適用市町村に居住する組合員に対する災害貸付の特例適用の一部改正なのですが、その周辺部の自治体、被災者生活再建支援法という別の法律がありまして、その適用市町村に居住する組合員の中にも、住宅等が滅失等の同様の条件に遭われた者がいた場合、地域は違えど、個々の組合員と被災レベルが同じである以上、何らかの準用措置等の配慮を今後お願いできればと強く要望するものであります。

ちなみに生活再建支援法というのは、船橋市や松戸市、市川市等が当たっていると思しますので、大変対象組合員数が多くなろうと考えております。この辺については質問ではなく要望としたいと思います。以上です。

総務課長 はい。

議 長 はい、総務課長

総務課長 それでは、議案第3号の関係で回答をさせていただきます。今回の震災で照らし合わせますと当組合の職員で、出勤と退勤というかたちになってしまいますけれども、事務局のほうで50人職員がおりますが、そのうち19人影響を受けた者がおりましたので、19名と同程度になることが見込まれるものです。それから、次に現住居が滅失、損壊して復旧作業に従事した職員、それから一時的に避難した職員、それから生活に必要な水、食料の確保などを行った職員はおりませんでした。以上です。

議 長 よろしいですか。

天野議員 ありがとうございます。

福祉課長 はい。

議 長 福祉課長。

福祉課長 それでは議案第4号に関してですが、大変申し訳ございませんが、金額のほうは、精査できていないのですが、件数的には災害貸付でおおむね50件程度です。それから特例の住宅と既貸付者の特例のほうでは、多くて100件程度ではないかと想定をしております。昭和62年に千葉県東方沖地震が発生した時に当時は災害貸付の特例しかなかったのですが、その当時で30件ほど、災害貸付の特例がございましたので、それよりは若干多いというふうに思っています。おおむねその程度を想定しております。それから、後段の近隣市町村の扱いなのですが、実は私のほうでも同じことは思いました。この貸し付けの場合は準則という総務省の作ったものに動かさせられますので、準則が出る前に私のほうでお願いをしたのです。実は今回の東日本大震災に伴う財政措置の特別措置法というのがあって、そちらの被災市町村のほうは範囲が広いので、そちらのほうにできれば適用するような方向でということで、お願いをしておいたのですが、結果的にこういうかたちになってしまいました。被災の状況はほとんど変わらないと思いますので、ぜひ、そうあって欲しかったのですが、現実はそうなっていますので、また、機会があれば、その旨要望をいたしたいということです。以上です。

議 長 よろしいですか。

天野議員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。それでは、ないようですので、以上で質疑を締結いたします。議案第2号、議案第3号および議案第4号を一括して

採決をいたします。議案第2号、「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第3号、「千葉県市町村職員共済組合就業規則の一部改正について」、議案第4号、「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、原案のとおりそれぞれ可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい、挙手全員であります。よって、議案第2号、議案第3号および議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号、平成22年度決算の認定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。内山経理課長。

経理課長 はい。

議長 はい。経理課長

経理課長 経理の内山と申します。よろしくお願いたします。それでは、議案第5号をご覧くださいと思います。平成22年度決算につきまして、別冊のように認定を求めるものです。お手元にあります平成22年度決算書につきましては、法に定められました様式に基づき作成をしたものです。本日はその決算書を基に作成をしました「平成22年度決算の概況について」により説明をさせていただきます。

まず、「1」の地方公共団体の数および組合員等の数です。地方公共団体の数につきましては、平成21年度末と比べ、2団体減少の100団体となったものです。組合員数等につきましては、組合員と任意継続組合員を合計をしまして、56,898人となったものです。平成21年度末と比べ、495人の減少となっております。被扶養者につきましても、1,418人減少の53,702人となったものです。

次に短期経理ですが、財源率は、給与に対して千分の91.25、期末手当等に対して千分の73、介護財源率は給与に対して、千分の1.5引き上げさせていただいて、千分の11.675。期末手当等に対しては千分の1.2引き上げさせていただいて、千分の9.34です。

次に収支の状況ですが、収入は、負担金が139億31万1,063円、掛金が149億4,660万7,673円、以下合計して、330億2,199万2,662円となったものです。支出は、法定給付を中心とした給付額、156億3,385万120円、以下合計して、342億5,101万7,152円となったものです。収支差し引きますと、短期そして介護を合わせまして、12億2,902万4,490円の当期損失が生じたので、欠損金補てん積立金および介護繰越欠損金により処理をしたところ。その結果、財政状況は、支払準備金が23億8,755万8,413円、欠損金補てん積立金が14億2,564万5,277円、短期積立金が21億9,598万3,146円となったものです。

次に2ページをご覧くださいと思いますが、長期経理です。この経理につきましては、全国市町村職員共済組合連合会におきまして、平

成19年度から長期給付事務の一元的処理が行われており、毎月預かりました負担金および掛金につきましては、全額連合会に払込金として、送金をしたところです。財源率ですが、地方公務員共済組合連合会の定款で定められており、給与に対して、平成22年4月から平成22年8月までが千分の189.8、平成22年9月から平成23年3月までが、千分の194.225となっております。収支状況ですが、負担金・掛金合計して、771億3,069万1,534円となったものです。支出は、払込金として、収入額と同額の771億3,069万1,534円を払い込んだものです。

次に預託金管理経理です。資金の運用につきましては、全国市町村職員共済組合連合会から、長期給付積立金の一部の委託を受け、運用したところです。貸付金につきましては、宿泊経理へ4億4,386万2,398円、貸付経理へ417億1,595万円、物資経理へ27億5,220万円を貸し付けました。また、短期運用の内容ですが、縁故地方債1,922万円、普通預金25億2,717万329円となったものです。収支状況ですが、収入は、運用におけます利息及び配当金11億4,980万5,720円となったものです。支出は、同額の11億4,980万5,720円を連合会へ払い込んだものです。

続きまして、業務経理ですが、この業務経理につきましては、所属所から組合員1人当たり9,804円の事務費の負担をしていただいております。事務費経費としまして、短期部分の公的負担金5,448円、短期経理よりの繰入金1,810円、連合会よりの交付金3,803円。以上合計して1万1,061円を計上をさせていただきました。

収支状況ですが、収入は、公共団体負担金5億2,782万1,999円、連合会よりの交付金1億9,315万9,864円。短期経理よりの繰入金9,749万2,030円、以下合計して、8億5,635万1,944円となったものです。支出は、事務費負担金払込金、2億3,457万5,709円を払い込んだものです。以下、合計して、8億238万3,923円となったものです。収支差し引きますと、5,396万8,021円の当期利益金が生じたので、積立金に積み増しをしました。翌年に繰り越します積立金は、10億6,131万1,040円となったものです。

次に3ページをご覧くださいと思います。保健経理です。財源率は、平成21年度と同率で、給与に対して、千分の5.925、期末手当等に対して千分の4.74でした。収支状況ですが、収入は負担金8,358万3,031円、掛金が8億2,104万8,042円、以下合計して、16億6,802万2,081円となったものです。支出は、厚生費9億4,375万9,997円、以下合計して、15億953万1,067円となったものです。収支差し引きますと1億5,849万1,014円の当期利益金が生じたので、積立金へ積み増しして、翌年に繰り越します積立金は、9億8,272万8,623円、欠損金補てん積立金につきましては、129万8,542円となったものです。

次に保健経理第2です。この経理につきましては那須の森ヴィレッジを運営している経理です。平成22年度は、214日の営業を致しまして、7,525名ご利用をいただきました。利用率は、62.95%でした。収支状況ですが、収入は、施設収入6,968万3,861円、

以下合計して2億636万8,070円となったものです。支出は、委託管理費8,694万7,827円、以下合計して、1億7,156万9,993円となったものです。収支差し引きしますと、3,479万8,077円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増しして、翌年度へ繰り越します欠損金補てん積立金は、6億8,012万313円となったものです。

次に4ページをご覧くださいと思います。オークラ千葉ホテルの10階の温浴施設を運営します保健経理第3です。22年度は、組合員8,404人、一般のお客さま7,926人、合計1万6,330人のご利用をいただきました。収支状況は、収入で、施設収入393万4,066円、以下合計して、4,465万9,143円となったものです。支出は、委託管理費518万8,380円、委託費798万円、以下合計して、3,875万628円となったものです。収支差し引きしますと、590万8,515円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増しして、翌年度へ繰り越します欠損金補てん積立金は、3,993万3,584円となったものです。

次にオークラ千葉ホテル、黒潮荘を運営します宿泊経理です。宿泊経理の中で、オークラ千葉ホテルです。オークラ千葉ホテルの平成22年度の状況は、宿泊者数2万3,519人、利用率57.5%、婚礼246組、利用者1万6,395人、会議宴会等、総合計して、21万2,312人のご利用いただいたところです。平成22年度末現在、預託金管理経理より3億7,497万269円の借入金がございますが、平成24年度をもちまして完済するものです。次に収支状況ですが、収入は、施設収入14億8,588万1,138円、以下合計して、18億9,347万424円となったものです。支出は、委託費9億1,855万5,339円、以下合計して、21億1,944万3,085円となったものです。収支差し引きしますと、2億2,597万2,661円の当期損失金が生じたので、欠損金補てん積立金を取り崩して、補てんしました。翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、25億1,830万1,226円となったものです。

次に5ページをご覧くださいと思います。宿泊経理の中での黒潮荘経理です。黒潮荘につきましては、平成22年の4月にリニューアルオープンしました。22年度の利用状況は、宿泊者数、1万3,984人、そして会議宴会等総合計して、1万5,225人のご利用いただきました。黒潮荘につきましても、平成22年度末現在、預託金管理経理より、6,899万2,129円の借入金がありますが、平成23年度をもって完済をするものです。次に収支状況ですが、収入は、施設収入1億6,276万1,416円、以下合計して、2億4,789万3,045円となったものです。支出は、委託費、6,331万2,292円、以下合計して、3億7,636万6,064円となったものです。収支差し引きしますと1億2,847万3,019円の当期損失が生じたので、改修工事費用であります建設積立金から補充を致したところです。翌年度へ繰り越します欠損金補てん積立金は、7億7,347万3,442円となったものです。

次に貯金経理ですが、支払利率は、平成21年度と同率の2.1%です。貯金者数は、組合員の79.06%に当たります4万4,981人、

貯金総額は、3,178億4,111万4,590円となったものです。次に収支状況ですが、収入は、預かりました資金を有価証券等で安全かつ有利に運用を致しました結果、利息及び配当金86億8,348万1,242円、以下合計して、3億3,420万5千円となったものです。支出は、預け入れた方にお支払いします支払利息64億1,641万8,418円、以下合計して、65億153万6,236円となったものです。収支差し引きますと、38億3,266万9,176円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増しをし、翌年度へ繰り越します欠損金補てん積立金は貯金預かり総額の10.86%に当たります、345億3,007万8,359円となったものです。

次に6ページをご覧くださいと思います。11番の貸付経理です。22年度の貸付件数は、2万3,096件、貸付金額は、440億2,802万4,876円でした。収支状況ですが、収入は、組合員への貸付金に対します貸付利息12億3,275万4,164円、以下合計して、13億1,356万9,647円となったものです。支出は、預託金管理経理への借入金に対します支払利息、10億5,686万1,826円、以下合計して、12億7,640万6,726円となったものです。収支差し引きますと、3,716万2,921円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増しして、翌年度へ繰り越す欠損金補てん積立金は、貸付金総額の5.17%に相当します22億7,652万1,786円となったものです。

次に12の物資経理です。平成22年度の売掛金は、30億4,912万8,948円となったものです。収支状況ですが、収入は、商品売上7億7,961万1,999円、以下合計して、9億9,052万3,670円となったものです。支出は、商品仕入7億7,961万1,999円、預託金管理経理への借入金に対します支払利息6,935万7,001円、以下合計して、9億4,201万7,005円となったものです。収支差し引きますと、4,850万6,665円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増しして、翌年度へ繰り越します欠損金補てん積立金は、売掛金総額の6.18%に相当します1億8,861万957円となったものです。以上です。

議長 　ただ今、議案第5号の説明がなされたところですが、質疑をいただく前に監査の結果について監事より報告を求めます。東出学識経験監事。

学識経験監事 　はい、東出です。監査報告を申し上げたいと思います。監査の内容および結果につきましては、決算書最終ページ、監査報告書として、添付しています。大変恐縮ですが監査報告書をご覧くださいと思います。

　去る6月13日、相川監事さん、志津監事さんともども監査を実施をいたしました。監査の対象となった期間および監査事項はご覧のとおりでございます。なお、監査の概況ですけれども、組合の業務は法令の定めるところにより適正に処理されており、会計経理面については正確であり、証拠書類についても良好に整理されているものと認められました。以上、地方公務員等共済組合法第12条第3項および千葉県市町村共済組合定款第46条の規定に基づき監査した結果を、同定款第49条の規

定により上記のとおり報告するものでございます。以上です。

議長 ご苦労さまでした。以上で監査報告を終了し、これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか？

天野議員 はい。

議長 はい。2番天野議員。

天野議員 第25条に基づきまして質問させていただきます。3点あります。1点目、概況1ページ、実際の決算書は6ページになります。後期高齢者支援金が平成21年度決算額よりも平成22年度決算額のほうが、昨年8月、増額要因の総報酬割1/3が導入されたにもかかわらず、約7千万円も減額した理由について教えていただきたいと思っております。おそらく平成20年度精算に伴いまして減額したことという想定はできるのですが、その辺について詳しく教えていただきたいと思っております。これが1点目です。

2点目です。概況で言えば2ページ、実際の決算書でいえば16ページになります。業務経理の職員給与が、平成21年度決算額よりも、平成22年度決算額のほうが約700万円も増額した理由についてご教示願います。ほかが軒並み、オークラ千葉ホテルは除いてなのですが、職員給与を減額しております。8億円の総予算のうち2億5千万円、およそ3割強をいわゆる職員給与に取られておりますので、そこが地方公務員と連動する職員給与がなぜ増額したのか、その点について教えていただきたいと思っております。

概況4ページ、実際の決算書25ページになります。宿泊経理、オークラ千葉ホテルおよび黒潮荘の平成22年度収入合計決算額が、いずれも事業計画額を下回っておりますが、そのうち東日本大震災の影響はどの程度と見込んでおられるのでしょうか。また、それ以外の減額要因としてどのようなものが挙げられますでしょうか。そして、今後事業計画を達成するために、方策として何か考えている点があれば併せて教えていただきたいと思っております。以上です。

保健課長 はい。

議長 保健課長。

保健課長 それではご質問の、後期高齢者支援金の7千万円についてお答えをさせていただきます。天野議員さんお見込みのとおり、前々年度の納付金の精算によるものでございます。平成22年度の概算納付金が3億3,800万円増加しておるものですが、22年度の精算金で4億800万円ほど減額が生じております。その差し引きによりまして、7千万円ほど少なくなっておるということでございます。以上でございます。

総務課長 はい。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、業務経理の職員給与が平成22年度決算におきまして、700万円増額した理由についてでございます。各経理間におきまして職員の配置換えを行った関係で増額となったものでして、業務経理につきましても、その際その配置替えの関係で、職員が1名増えているということも理由になっているものでございます。以上でございます。

施設管理課長 はい。

議 長 施設管理課長。

施設管理課長 施設管理課、榎田でございます。オークラ千葉ホテル、黒潮荘の決算でございます。オークラ千葉ホテルにつきましては、収入が5千万円減となっておりますが、こちら震災の影響が4,700万円です。これは、3月11日時点で既に予約をいただいていた件数がキャンセルになりました。その分が4,700万円あるということでございます。ですので、仮に震災がなければ、オークラにつきましてはあと300万円ですので、変更予算につきましてはクリアできたんじゃないかなと考えておる次第でございます。しかしながら、当初予算に比べるとやはり落ちていきますので、これにつきましては婚礼組数の減少、あと一般宴会の規模の縮小、この部分が現在考えられています。

次に黒潮荘でございます。黒潮荘は1,700万円の減となっておりますけれども、こちらも同様に、震災による減失利益につきましては約1,380万円ほど予約をいただいた分がキャンセルになったということで、これが減になっております。黒潮荘につきましては、1,700万円と1,300万円で、400万円ほど差があるんですけれども、こちらは震災がなかったとした場合に、この3月11日から30日までで、この400万円はちょっと埋め切れる額ではございませんので、1月2月においても宿泊客は多少減少していたと考えております。今後の予定なんですけれども、震災の影響は4月5月とまだ依然と続いております。オークラ千葉ホテルに関して言えば、例えば8月の花火大会が中止になる等、イベント等中止にされておるといふことと、まだ当初の計画停電とかありましたけれども、ああいった部分でも自粛ムード、それがまだ続いておって、かなり苦戦をしております。また、黒潮荘につきましても、パンフレット等に海の写真を入れないようにとかっていうようなかたちが出ております。このために、そういったイメージ戦略ですとかそういうのができない状態でございます。やはりどちらも苦戦しているわけなんですけど、事務局としてこれから少しでも挽回しようということで、特に年金者連盟ですね。平日利用ということで、毎年4月5月に連盟のほうで支部総会というのを開いております。そこで年金課の職員が赴きまして年金制度の説明をするんですけれども、その中で支部の助成金関係について説明をしておるものでございます。それを今年度から、23年度から、施設管理職員についても支部長さんのお許しがいただければお邪魔して説明に伺ってアピールをするということを行っております。また、一部役所関係ですけれども、こちらへセールス、職員課さんとか人事課さんにお伺いしまして、黒潮荘あるいはオーク

ラのパフレットを置かせてくださいと、職員の目の届くところに置かせてくださいということをお願いをしている状態でございます。あとまた、パック商品の新たな開発等を心がけております。あと、支出面ですけれども、特に黒潮荘なんですけれども収入がない状態ですので、支出を少しでも抑えようということで、委託を行っている部分で、職員ができる掃除等敷地の整理ですね。あと、植栽とか花壇の整理。こういうものを職員で行いましょうということで、こちらについても現在徐々にやっておる状態でございます。以上でございます

議長 よろしいですか。

天野議員 はい。

議長 ほかに質疑ございませんか。

須藤議員 はい。

議長 はい。4番須藤議員。

須藤議員 4番の須藤です。発言通告書に基づいて発言いたします。1つは貸付経理の関係で、今年度の貸倒金の現状と金額、種類について、昨年と比べてどうなっているのか。2つ目は、年金の過払金の現状と件数、対策について教えてください。

福祉課長 はい。

議長 福祉課長。

福祉課長 今年度は破産が3件、小規模の個人再生が10人、懲戒処分によって退職された方が1人発生をしております。7,300万円ほど発生を致している現状でございます。昨年よりは減っておりますけれども、まだまだ全国レベルではかなり多い部類になってしまっておりますので、引き続き担当のほうでは縮減に向けて努力をしているところでございます。あと、1つ発生した場合については、保険制度、債権保全制度というものに入っておりますので、そちらから速やかに交付金を受けるとともに、独自の回収が不可能なものについては債権管理の大元の団体のほうに債権を移行して回収をしていくような努力はさせていただいております。

年金課長 議長。

議長 年金課長。

年金課長 年金の過払金の現状と件数ということでございますけれども、まず種類としまして加給年金額、この調整で19件ございます。それから雇用保険受給に伴います年金の停止による過払いが5件ございます。それか

ら、厚生年金に加入して就職した場合の所得停止、これが17件。それと、他の年金との併給により調整による過払いということで24件ございます。合わせて65件でございますけれども、これは加給年金の場合は本人からの届け出、加給年金対象者の20年年金ですね、これが発生したら証書を付けていただいて、異動報告書というのをもらっているんですけども。これらは共済だより等でPRをしておりますが、若干遅れて、結果的にその間に支給してしまうということで過払いが発生しております。所得停止と雇用保険、それから併給調査に関しますと、外部の機関からの情報で処理をしておるものですから、まずは日本年金機構から地方公務員共済組合連合会にきて千葉共済に回ってくるんですけども、その辺の時間的なものが3か月から4か月かかるということで、どうしても過払いが生じてしまうということです。対策でございますけれども、共済だよりや年金だより、そういったものでPRをしておりますけれども、外部の機関には、その辺早くしてもらうようにはお願いしておるんですけども今がギリギリのラインでございます。回収に向けては、まずは文書、それからお電話、それから家庭に訪問をして、極力一括でお返しいただくということでお願いをしておりますけれども、なかなか皆さん計画がおありのようございまして、一括は無理だということであれば、毎支給期の年金から控除するという方法で返還をいただいている。そういう状況でございます。ですから回収できないで滞っているというものは、ございません。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

秋山議員 はい。

議 長 はい。12番秋山議員。

秋山議員 12番秋山です。短期経理からの繰入金についてなんですが。業務経理におきまして、1人当たりで1,810円ということで、長期経理の中の業務経理につきまして、短期経理からの繰入金がかなりありまして、これにつきまして平成21年度に比しまして22年度、100万円ぐらい増えているというその中身について教えていただけますか。そもそも長期経理は、ほとんど債務も歳出も連合会のほうに行っているのに、なぜ短期経理からの繰り入れをしなければいけないのか教えていただきたいことと、あと、3施設プラス温浴施設につきましての繰入金がありますけれども、今回震災等があって、欠損金補てん積立金を取り崩しての部分もあって、保健経理からの繰り入れもやむを得ないというところもあるかとは思いますが、例えばこの欠損金補てん金積立金がいくら以上あったら保健経理からの繰入金を減額するという考えが今後あるのか。健全経理をしていく中で、繰入金を減らしていく努力として、欠損金補てん金積立金の額が一定程度あれば、それ以上は短期経理に返すというような努力ができないのかどうかについて教えていただけますか。それと温浴施設についてですが、温浴施設の収入が、施設収入と利息及び配当金の収入だけで800万円ぐらいの収入に対して、保健経理からの繰り入れが3,660万円あるということで、その収支のバランスと

してここまでの繰り入れが必要なのか、どういうお考えなのか確認したいと思います。以上です。

総務課長 はい。

議長 総務課長。

総務課長 業務経理の繰り入れの関係につきましては、総務省から繰り入れ額が定められたものがございまして、平成22年度では、総額、千葉県の場合では、1万4,520円となっております。これを短期経理と長期経理で折半しまして、7,260円を短期経理分、また、長期経理分が7,260円ということになります。そのうち、短期経理は仕組みが簡単でして、その75%が事務費になりまして、端数処理して計算しますと5,450円になり、12月で割って、円位未満を処理して、年額に戻しますと5,448円になります。これが、各所属所さんからご負担いただく事務費になります。残りまして1,810円は、直接、短期経理から繰り入金として、繰り入れされるものでございます。それから、長期経理ですが、ちょっと複雑でして、同額の60%が事務費で、同様に4,360円となりまして、繰り金は、2,900円になりますが、長期経理につきましては、今、一元化されてございまして、連合会で行っておりますので、いったんそちらに全体の額が入っていきます。先ほど、4,360円と申しましたが、短期経理と同様に計算しますと4,356円になりまして、2,900円を足し合わせますと7,256円になります。この内訳のうち、まず千葉共済に入ってくる額が、一人当たり3,803円で、連合会交付金として、決算書で申し上げますと報告書の15頁でございまして、ご覧になっていただきますと、193,159,864円が交付されています。残りの金額は、連合会の事務費として、2,753円を一人当たり頂戴しまして、また、長期給付に要する費用の算定等を行っております地方公務員共済組合連合会がございまして、そちらに一人当たり700円を頂戴しております。長期経理では、直接的には、連合会交付金だけが千葉共済に入ってくる仕組みになっているところでございます。

福祉課長 はい。

議長 福祉課長。

福祉課長 まず繰り入金の全体の考え方についてですが、先月の職員議員協議会の時にも、実際に各施設の資金の状況をご説明をさせていただいたとおりでございまして、オークラ千葉ホテルと那須の森ヴィレッジ、それから温泉施設について比較的潤沢な資金、いわゆるキャッシュベースでの資金はあると思いますので、こちら辺のことについて、繰り入れの問題も含めて、またご検討をいただきたいと思いますと考えております。特にオークラ千葉ホテルの場合は、あと1年分建設資金の償還があるので、絶対的に返さなきゃいけないお金というのが2億円弱ぐらいあるわけですけれども、

那須の施設と当ホテル10階に関しては、既に自己資金で運営をしておりますので、資金の回転が普通にできていれば特段困る状況にはないと思いますので、本年繰り入れの額を減らさせていただきましたけれども、次年度についても引き続き検討しながら、早急な措置を講じてまいりたいと思います。

それと、保健経理第3の温浴施設でございますけれども、収入が少ない割に繰り入れが多いということについてですが、実はこの施設を作る経緯というものがございまして、建設当時は自治省、その後総務省に変わって、私も直接交渉をしていましたが、温浴施設に関しては、収支を成り立たせるのは基本的に不可能だと思いますので、一定の繰入金でそれを運営するのはやむを得ないのではないかということでご了解をいただいております。ただ、現在、温浴施設では、キャッシュベースで2億円ぐらい資金を既に持っております。大規模修繕を来年予定してはおりますけれども、どんなにかかっても1千万円か1,500万円ぐらいで済むと思いますので、これについては当座の繰り入れの額を、那須の施設と同様に変更しながら、適正な施設運営に務めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

秋山議員 はい。

議 長 そのほか質疑ございませんか。それでは質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結致します。議案第5号を採決致します。議案第5号平成22年度決算の認定について、議案の通り認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号平成22年度決算については、原案のとおり認定することに決しました。以上で附議致しました議案につきましては慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。以上をもちまして、第167回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 (時刻14時50分)

平成23年7月7日調製

議 長 岩田 利雄

署名議員 太田 洋

署名議員 須藤 和人